



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 富士興産株式会社  
代表者名 代表取締役社長 金丸 勇一  
(コード番号：5009 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 荒木 信之  
(TEL. 03-6859-2050)

### 監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行する方針を決定し、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 86 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定いたしました。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 86 回定時株主総会において、必要な定款変更に関するご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

②改正会社法により、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

③改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために規定の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

④条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、その他所要の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 6 月 29 日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 &lt;条文省略&gt; (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 執行役員 (3) <u>監査役</u> (4) <u>監査役会</u> (5) 会計監査人</p> <p>第5条～第17条 &lt;条文省略&gt; (取締役の定員)</p> <p>第18条 当社に取締役15名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2. &lt;条文省略&gt; 3. &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>第1条～第3条 &lt;現行どおり&gt; (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 執行役員 (3) <u>監査等委員会</u> &lt;削 除&gt; (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第17条 &lt;現行どおり&gt; (取締役の定員)</p> <p>第18条 当社に取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> 15名以内を置く。</p> <p>2. <u>当社に監査等委員である取締役4名以内を置く。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. &lt;現行どおり&gt; 3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議によって、<u>会社を代表する取締役</u>を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、会長、社長、副社長各1名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第22条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>2. 取締役会の招集の通知は各取締役および各監査役に対し、会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>第23条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>2. &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から会長、社長、副社長各1名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第22条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 取締役会の招集の通知は各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>第23条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 &lt;条文省略&gt; (取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第29条～第31条 &lt;条文省略&gt; 第5章 監査役および監査役会 (監査役の定員)</p> <p>第32条 当会社に監査役4名以内を置く。 (監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第27条 &lt;現行どおり&gt; (取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役であるものを除く。）</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第30条～第32条 &lt;現行どおり&gt; 第5章 監査等委員会 &lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会の招集の通知は各監査役に対し、会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(決議の方法)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(議事録)</u></p> <p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p> <p><u>2. 監査役会の議事録は、10年間本店に備置く。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第41条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="454 360 587 394">＜新 設＞</p> <p data-bbox="454 600 587 633">＜新 設＞</p> <p data-bbox="248 757 651 790">第 42 条～第 45 条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p data-bbox="823 327 1086 360"><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p data-bbox="823 365 1334 555">第34条 <u>監査等委員会の招集の通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要のある場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="823 562 1062 595"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p data-bbox="823 600 1334 752">第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p data-bbox="823 759 1249 792">第 36 条～第 39 条 &lt;現行どおり&gt;</p>